

利根川水系河川整備計画の非民主的な策定手法について

本日、私がここに参りましたのは、この公聴会のテーマであります「利根川水系河川整備計画」の策定に際し「流域住民の声を封じ込める」国土交通省の非民主的な進め方に、主権者として深い危機感を覚えたからです。

1997年、河川法は画期的なものに改訂されました。それまで治水と利水だけだった河川行政に「環境の保全」が追加され、河川整備計画の策定にあたっては、関係自治体の首長や学識経験者の意見に加え、「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされました。ここに至るには、利水計画が破綻したにも関わらず運用が強行された長良川河口堰など、官僚主導の河川行政が厳しい批判にさらされた結果であります、河川行政に住民参加の道を開いた当時の国土交通省の英断は高く評価すべきでしょう。

2001年、住民参加のモデルというべき「淀川水系流域委員会」が近畿地方整備局の諮問機関として発足しました。この委員会の特色は、公共事業に批判的な人も含めた準備会議を設置し、委員と運営方法を決め、その結果、河川工学者や生態学者、NGO関係者、弁護士のほか、公募による多数の流域住民が委員に就いたことです。会議も関係資料も原則としてすべて公開され、会議では傍聴席からの意見を述べる時間まで用意されました。

同委員会は一から議論を積み上げ、淀川水系に計画されていた五つのダムの原則中止を提言しました。さらに流域自治体の過大な水需要予測を指摘、これを受けた大阪府や京都府などは、新規の利水計画から撤退しました。国の案を追認するだけの従来の諮問機関では絶対にできない成果を上げたのです。

その後、住民参加の流れは広がり、河川整備計画を立てる際、委員を公募した1級河川の流域委員会は15を数えるに至りました。

2006年、この流れに危機感を持った国土交通省は、同委員会を立ち上げた局長を配置転換。新任の局長は就任会見の場で、早々に淀川水系流域委員会の休止を表明しました。せっかく開かれた住民参加の道を閉ざし、官僚主導の計画策定へと180度舵を切ったのです。これを強権の発動と言わずして何でありますか。

いま私は、「利根川水系河川整備計画」の策定を見つめています。これに先だつ「利根川水系河川整備基本方針」の策定は、国土交通省の選定委員による小委員会によって審議されましたが、僅か4回の会議、延べ数時間という拙速な審議で原案が承認されました。会議の大半は原案の説明に費やされ、委員の発言は質問程度に留まりました。国土交通省による脚本、キャスティング、演出のドラマが密室で演じられたわけです。とても民主主義という白日には晒せない「村芝居」で、日本一の大河である利根川水系の、長期におよぶ整備基本方針を決めてしまったのです。

この「利根川水系整備計画」の策定手順も「村芝居の続編」のそしりは免れません。関東地方整備局は自らが選定した学識経験者による「有識者会議」を開き、関係住民の意見は公聴会とインターネットなどによる意見募集で聞く。としています。「住民の意見は聞き置く」という姿勢には河川法の持つ住民参加の精神は微塵もありません。

河川行政ほど間接民主主義の「無力さ」を実感するものはありません。今回のテーマである利根川は、大河ゆえに県境を流れ、数多くの市町村に沿い海にそそぎます。関係する流域住民は膨大になりながらも、それぞれの自治体では少数派でしかありません。つまり流域住民の意思を代弁できる自治体は皆無に近いと言えます。いかに国や都県、市町村の首長や議会が選挙によるものとしても、上流から下流まで相互に関係しながら、かつ固有の問題を抱える流域住民の意思の反映は、住民参加による直接民主主義以外に方法はないと言えましょう。

また、上流から中流、下流、河口、あるいは支川、湖沼とともに暮らす人々は、日々川の流れを見つめ、沿岸の風土を血肉として生きています。川を生業の基盤とする漁業者や水運業者、水質や動植物の生態系の保存に取組む人々、利水問題に取組む市民団体など、これらの人々の経験や知識は、いわゆる有識者のそれに勝るとも劣らないと言えましょう。

そもそも、有識者とは何でしょうか。国は国民を「有識者」と「愚かな大衆」の二通りに分類しているのでしょうか。今日の社会の知識水準を思えば、時代錯誤も甚だしいと言わざるを得ません。

一方で河川整備という専門性の高い問題は、専門家の意見を尊重するのは当然です。しかし、専門家の中には、基本方針や現状の河川行政に批判的な人もいます。こうした方々を含め専門家の意見とするのが行政の取るべき態度でしょう。

私たちは戦後、国家主義の反省の上に国民主権の民主主義を選び取りました。つまり政策決定の権利は国民の側にあります。国民の意思や価値観はさまざまです。なるが故にフェアであることが求められます。例え原案は官僚が作るにしても、心すべきは、原案を拙速に通すことよりも、策定手法の公正さです。しかるに、この河川整備計画策定に見られるような「主権者の声を封じる」行政手法は、民主主義の根幹を腐らせるものです。

利根川水系河川整備計画は30年にわたる長期の計画です。河川法の精神の初心に帰り、住民参加の淀川方式の採用を強く希望します。いまからでも遅くありません。

人は「巨額の借金を後世に残せない」「破壊された自然環境は子孫に残せない」といいます。同様に「腐りきった民主主義」を後世につなぐのは、今を生きる私たちの責任と言わねばなりません。